

## 第4章

### 施策の推進

## 第4章 施策の推進

### 第1節 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していくための地域包括ケアシステムの構築・深化

#### 1 地域包括支援センターの体制強化

##### ◀ 現状 ▶

##### ○ 第6期までの地域包括支援センターの設置状況

平成18年度に、市高齢福祉課内に市直営の八戸市地域包括支援センターを設置し、市内12の日常生活圏域にある在宅介護支援センターに相談業務等を委託しました。

また、人員体制を強化するため、平成27年度から9圏域に市直営の地域包括支援センターサブセンターを設置し、3職種（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職）を1～3名配置、残り3圏域については、引き続き在宅介護支援センターに相談業務等を委託しています。

##### ○ 地域包括支援センターを取り巻く状況

高齢者人口の増加や社会情勢の変化に伴い、高齢者虐待等の対応が困難なケースが増加しているため、介護に取り組む家族に対する相談・支援体制の充実が求められています。また、慢性疾患を有する要介護高齢者や認知症高齢者の増加等が見込まれ、医療と介護の連携や認知症への対応が更に重要となってきます。

《 具体的な事務事業と目指す成果 》

◇ 機能強化

平成 30 年 4 月から、更なる人員体制の強化及び地域に密着したきめ細かな支援を行うため、12 圏域全てに委託型の地域包括支援センターを設置します。

また、現在設置している八戸市地域包括支援センターは基幹型の地域包括支援センターに移行し、委託型の地域包括支援センターの運営方針、支援、指導内容等を検討するため、福祉関係者、保健医療関係者、学識経験者、地域支援関係者等で構成される、地域包括支援センター運営協議会を開催します。

更には、地域包括支援センター職員や居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護の介護支援専門員等の資質向上を図るため、研修会（包括的支援事業研修会）を開催します。

◇ 役割分担・連携

基幹型の地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの推進に向けて、「在宅医療・介護連携の推進」、「認知症施策の推進」、「生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進」、「地域ケア会議の推進」を重点的に実施するほか、委託型の地域包括支援センターの後方支援や、基幹型の地域包括支援センターと委託型の地域包括支援センターの職員による、情報共有や介護サービス等に関する意見交換を行うための会議を開催します。

《 目標とする指標 》

	現状値 (H28 年度)	2018 年度 (H30 年度)	2019 年度	2020 年度
委託型地域包括支援センター 設置数	—	12 か所	12 か所	12 か所
基幹型地域包括支援センター 設置数	—	1 か所	1 か所	1 か所
3 職種(保健師、社会福祉士、 主任介護支援専門員等)配置数	29 人	45 人	45 人	45 人
地域包括支援センター運営 協議会開催回数	2 回	2 回	2 回	2 回
包括的支援事業研修会開催 回数	3 回	3 回	3 回	3 回
包括的支援事業研修会 出席者数(延べ)	267 人	280 人	290 人	300 人
地域包括支援センター 関係職員連絡会議開催回数	—	3 回	3 回	3 回

※ 2017(平成 29)年度までは、地域包括支援センターを市高齢福祉課内に 1 か所設置しています。

## 2 在宅医療・介護連携の推進

### ◀ 現状 ▶

#### ○ 在宅医療・介護の需要

平成 29 年版高齢社会白書によると、「日常生活を送る上で介護が必要な状態になった場合に、どこで介護を受けたいか」という問いについては、60 歳以上では男女とも「自宅で介護して欲しい」と回答した方が最も多く、男性は 42.2%、女性は 30.2% となっています。また、「治る見込みがない病気になった場合、最期はどこで迎えたか」の問いについては、「自宅」が 54.6%で最も多くなっており、高齢化の進展に伴い、医療と介護のニーズを併せ持つ重度の要介護者や認知症高齢者が増加する等、医療と介護の連携の必要性は今後も高まると予想されます。

#### ○ 在宅医療・介護連携推進事業の推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、一体的に提供される体制を構築する必要があることから、全国の市区町村で地域の実情に応じて、具体的な 8 つの事業項目を実施することとされています。

現在当市では、①調査等により把握した地域の医療・介護資源のホームページ上への掲載、②在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討を行うための会議の開催、③介護支援専門員から医療機関に情報提供するための様式の作成、④医療・介護関係者向けの研修の開催、⑤関係市町村共通の入退院調整ルールの作成を実施しています。

(「切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進」、「在宅医療・介護連携に関する相談支援」、「地域住民への普及啓発」については平成 30 年度から実施予定)

## 《 具体的な事務事業と目指す成果 》

### ◇ 地域の医療・介護資源の把握（はちのへ医療・介護連携マップ）

医療と介護の施設情報をリスト化・マップ化したものを、ホームページ上に掲載して医療・介護関係者や地域住民へ情報提供するとともに、情報の更新を行います。

具体的には、はちのへ医療・介護連携マップ（<http://8zai-iryō.jp>）として、病院・診療所、歯科医院、薬局、訪問看護、居宅介護支援事業所、介護保険サービス事業所の他、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等の情報を掲載します。

### ◇ 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討（多職種連携意見交換会）

医療と介護の専門職による、連携に関する課題の抽出と対応策の検討を目的とした会議を年3回程度開催します。また、課題を抽出するため、介護支援専門員や地域包括支援センター職員にアンケート等を実施し、会議には、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、訪問看護師、医療連携室担当職員、管理栄養士、介護福祉士、介護支援専門員、学識経験者、地域包括支援センター職員等が出席します。

### ◇ 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進

関係者との協議等により、在宅医療と介護が途切れることなく一体的に提供される体制（主治医・副主治医制の導入等）の構築を目指します。

### ◇ 医療・介護関係者の情報共有の支援

情報共有するためのツールを作成し、医療・介護関係者間の情報共有を支援し、情報共有ツールが普及するよう、毎年周知を行います。

### ◇ 在宅医療・介護関係者に関する相談支援

在宅医療と介護の連携を支援する窓口を設置し、連携に関する相談に対応するとともに、市民からの在宅療養に関する相談にも対応します。窓口には、医療と介護の両方の知識を有し、在宅療養における実務経験を有する職員を配置します。

更に、連携に関する相談内容を、医療関係者が出席する多職種連携意見交換会等において報告し、その対応策について検討します。

◇ 医療・介護関係者の研修（多職種連携研修会）

医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、訪問看護師、医療連携室担当職員、介護福祉士、介護支援専門員、地域包括支援センター職員等の医療と介護の専門職向けの講演、グループワークを行う研修を年1回開催します。

◇ 地域住民への普及啓発

在宅医療・介護サービスについて、パンフレットの作成・配布等により周知します。

◇ 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携

県の支援のもと、医療機関と介護支援専門員等の関係者間で、入退院の際、着実な引継ぎを行うための情報提供方法等に関する、八戸圏域の市町村共通の入退院調整ルールを定めて、平成30年度から運用し、その後、モニタリングを行い、必要に応じてルールの修正を行います。

《 目標とする指標 》

	現状値 (H28年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度	2020年度
医療・介護連携マップ掲載事業所数	1,022事業所	1,050事業所	1,050事業所	1,050事業所
多職種連携意見交換会開催回数	3回	3回	3回	3回
多職種連携意見交換会出席者数	63人	70人	70人	70人
多職種連携研修会開催回数	1回	1回	1回	1回
多職種連携研修会出席者数	84人	95人	100人	105人
在宅療養相談窓口相談件数（※）	—	50件	70件	100件

※ 在宅療養相談窓口は、2018（平成30）年4月に設置する予定です。

### 3 認知症施策の推進

#### ◀ 現状 ▶

##### ○ 認知症高齢者等の増加

国の研究報告によると、高齢化の進展に伴い認知症高齢者は更に増加し、2012（平成 24）年に 462 万人（高齢者の約 7 人に 1 人）であったものが、2025 年には約 700 万人（約 5 人に 1 人）になると推定されます。認知症の人とその予備群も含めると約 4 人に 1 人にのぼります。

また、「在宅介護実態調査」によると、要介護認定の訪問調査を受けた人が抱えている傷病の中で、認知症が最も多く、全国平均（人口 10 万人以上 30 万人未満）の 23.2%を上回り、33.0%（約 3 人に 1 人）となっています。また、主な介護者においても、在宅生活の継続に向けて不安に感じる介護について、認知症状への対応と回答した人が約 3 割と、最も多くなっています。

[参考] 八戸市の認知症高齢者の推移

	2015 年 (平成 27 年)	2020 年	2025 年
高齢者人口	63,932 人	70,033 人	71,508 人
うち認知症	9,909 人	12,256 人	14,302 人
有病率	15.5%	17.5%	20.0%

※ 2015 年（平成 27 年）の高齢者人口は 9 月 30 日現在の住民基本台帳人口

※ 2020 年及び 2025 年の高齢者人口は、平成 27 年国勢調査を基に厚生労働省が独自に推計した人口

※ 有病率は久山町研究モデルに準拠（平成 29 年版高齢社会白書掲載）

##### ○ 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の推進

認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるやさしい地域づくりに向けて、厚生労働省が関係府省庁と共同して策定した、新オレンジプランに沿って、施策を総合的に推進することとしています。

また、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者である「認知症サポーター」を養成するため、認知症の専門知識を持つ「キャラバン・メイト」を講師として、住民のほか、企業、小中学校等を対象に幅広く講座を開催しており、県内では最も多い約 15,000 人を養成しています。

なお、平成 30 年度から全ての市町村に以下の 3 点が義務付けられておりますが、当市では、いずれも平成 29 年度までに実施しています。

- ・ 認知症初期集中支援チームの設置（平成 29 年 10 月）
- ・ 認知症ケアパスの作成（平成 29 年 3 月）
- ・ 認知症地域支援推進員の配置（平成 25 年 11 月～）

## 《 具体的な事務事業と目指す成果 》

### ◇ 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進

2020 年には、認知症サポーター数が 2 万人に到達することを目指して、キャラバン・メイトと連携し、認知症サポーター養成講座を定期的を開催します。また、認知症サポーターの活動の場の創出について検討するほか、市民を対象に、認知症に対する正しい知識を普及し、認知症になっても地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症フォーラムを年 1 回開催します。

### ◇ 認知症予防と認知症の容態に応じた医療・介護等の提供体制の構築

懐かしい写真や生活用具を用いて自分自身の体験を語り合い、過去に思いをめぐらす「地域回想法」を実施し、高齢者同士が自ら集まり、認知症予防に取り組む仕組みを作るほか、市直営の認知症初期集中支援チームにおいて、医師の指導のもと、認知症地域支援推進員や関係機関と連携し、必要な医療や介護の導入や家族支援等を行い、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築します。

また、認知症の人やその家族が、医療や介護サービスを早期かつ適切に利用できるように、早期診断・早期対応に向けた支援の流れやサービス等を掲載した認知症ケアパスを全戸配布するとともに、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関同士の連携支援や、認知症の人やその家族等への相談支援を行う「認知症地域支援推進員」を、基幹型の地域包括支援センター及び 12 の日常生活圏域に設置する委託型の地域包括支援センターに、それぞれ配置します。

## 《 目標とする指標 》

	現状値 (H28 年度)	2018 年度 (H30 年度)	2019 年度	2020 年度
認知症サポーター数	14,349 人	17,000 人	18,500 人	20,000 人
地域回想法開催回数	16 回	16 回	16 回	16 回
地域回想法参加人数（延べ）	92 人	92 人	92 人	92 人
認知症フォーラム参加者数	208 人	230 人	240 人	250 人
認知症初期集中支援チーム 対応件数（※）	—	10 件	13 件	16 件
認知症地域支援推進員数	3 人	17 人	19 人	21 人

※ 認知症初期集中支援チームは、2017（平成 29）年 10 月に設置している。



## 4 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

### ◀ 現状 ▶

#### ○ 高齢者のみの世帯の増加

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」によると、家族構成について、一人暮らしと回答した方は 16.7%で、65～74 歳の前期高齢者が 14.5%、75 歳以上の後期高齢者が 19.7%と、高齢になるのに伴い、割合が増加しています。また、65 歳以上の配偶者との 2 人暮らしの割合は 36.4%であり、高齢者のみの世帯で半数を超えています。

#### ○ 在宅生活の継続のために必要なサービス

「在宅介護実態調査」によると、「今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス」としては、多い順に「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」18.6%、「外出同行（通院、買い物等）」17.5%、「見守り、声かけ」14.1%、「掃除・洗濯」11.4%、「調理」9.3%となっています。

#### ○ 生活支援サービスに対する住民の認識

平成 28 年 6 月から 9 月に実施した「高齢者の生活支援体制の整備へ向けた質問紙調査」では、自宅での生活を断念する理由として、「体調管理への不安が生じたら」、「食事の準備・買い物・外出が大変になったら」が多いことと、既存の生活支援サービスに関する認識不足が挙げられました。

《 具体的な事務事業と目指す成果 》

◇ 生活支援体制整備事業の実施

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的として、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネートの役割をもった「第1層生活支援コーディネーター」を市高齢福祉課に配置しており、2017（平成29）年4月に、社会福祉協議会、民間企業、協同組合、地縁組織等の生活支援サービスを担う多様な事業主体が参画する「第1層協議体」を設置し、事業の推進に関する事柄について検討を行っています。

また、日常生活圏域、地区社会福祉協議会、町内会など、住民にとって身近な区域ごとに「第2層協議体」を設置するとともに、「第2層生活支援コーディネーター」を設置し、地域ニーズ、地域資源の把握を行います。

今後は、第2層協議体及び第2層生活支援コーディネーターから抽出された地域ニーズ等について協議し、必要に応じて介護予防・生活支援サービス事業における多様なサービス、生活支援サービス等の開発について検討します。

更に、住民のニーズを把握し、住民とともに問題解決を図っていくことを目的として、地域住民と学生らによる「住み慣れた地域での生活を考えるワークショップ」を開催し、住み慣れた地域における自助や互助に基づいた生活支援体制を整備するため、民生委員、町内会、老人クラブ、ボランティア団体、市民活動団体、民間企業などと連携しながら、多様な日常生活の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図ります。

◇ 生活支援サービスの周知

既存の生活支援サービスに関する情報収集を行うとともに、サービスを必要とする高齢者とその家族に対し内容の周知を図ります。

《 目標とする指標 》

	現状値 (H28年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度	2020年度
第1層協議体設置数	1か所	1か所	1か所	1か所
第1層生活支援コーディネーター数	1人	2人	2人	2人
第2層協議体設置数	0か所	12か所	12か所	12か所
第2層生活支援コーディネーター数	0人	12人	12人	12人
ワークショップ開催回数	0回	3回	3回	3回

## 5 地域ケア会議の推進

### ◀ 現状 ▶

#### ○ 地域ケア個別会議の開催

保健・医療・福祉等の多職種により、個別ケースの支援内容を検討することによって、課題解決を支援するとともに、課題分析等を積み重ねることで、高齢化や生活支援のニーズの多様化、複雑化した地域に共通する課題を抽出し、解決策を検討する必要があり、会議において多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、その対応策を講じます。

現在、医療・介護の専門職、民生委員、ボランティア等の多職種が協働して、個別ケースの支援内容について検討する地域ケア個別会議を年6回開催しています。

### ◀ 具体的な事務事業と目指す成果 ▶

#### ◇ 日常生活圏域における地域課題の抽出と検討

市内12の日常生活圏域に設置する委託型の地域包括支援センターが、それぞれ地域ケア個別会議を年4回程度開催します。また、各圏域において抽出された地域課題を踏まえ、圏域ケア推進会議を年1回程度開催します。

#### ◇ 地域課題の解決策の検討

委託型の地域包括支援センターにおいて、各圏域における地域課題の解決策の検討を行う圏域ケア推進会議を、基幹型の地域包括センターにおいて、市全体に共通する地域課題の解決策の検討を行う地域ケア推進会議をそれぞれ開催し、必要に応じて政策の形成を検討します。

### ◀ 目標とする指標 ▶

	現状値 (H28年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度	2020年度
地域ケア個別会議開催回数	6回	48回	60回	72回
地域ケア個別会議検討ケース数	13件	96件	120件	144件
圏域ケア推進会議開催回数	0回	12回	18回	24回
地域ケア推進会議開催回数	0回	1回	1回	1回

## 6 高齢者の居住安定に係る施策との連携

### ◀ 現状 ▶

#### ○ 施設等への入所・入居の検討状況

「在宅介護実態調査」によると、施設等への入所・入居の検討状況について、当市における入所・入居申請済みの割合は、人口10万人以上30万人未満の全国平均の約3倍となっており、入所・入居系サービスの充実が必要であり、また、「高齢者の生活支援体制の整備に向けた質問紙調査」によると、有料老人ホーム等への入居理由として、体調管理や食事準備が困難である点を挙げる方が多くなっています。

#### ○ 主な老人福祉施設等の類型

- ・ 特別養護老人ホーム
- ・ 養護老人ホーム
- ・ 軽費老人ホーム（ケアハウス）
- ・ 生活支援ハウス
- ・ 有料老人ホーム
- ・ サービス付き高齢者向け住宅

## 《 具体的な事務事業と目指す成果 》

### ◇ 安定的な施設運営の支援

生活環境上の理由及び経済的な理由により、真に施設サービスが必要な方に対する養護老人ホームへの入所措置や、軽費老人ホームの運営に要する経費の一部助成を通じた経済的負担の軽減を図りながら、地域の安定的な施設配置のため、社会福祉法人が運営する老人福祉施設等の改築整備等に対する補助を行います。

### ◇ 適正な施設運営の確保

施設等への入所・入居を希望する高齢者とその家族に対し、ホームページ等を利用して老人福祉施設等に関する情報提供を行いながら、老人福祉施設等に対して、法令等に基づく適正な事業運営及び施設運営が行われるよう指導監査又は立入検査を実施します。

## 《 目標とする指標 》

	現状値 (H28 年度)	2018 年度 (H30 年度)	2019 年度	2020 年度
養護老人ホームの定員数 (市内 1 施設)	60 人	60 人	60 人	60 人
軽費老人ホームの定員数 (市内 5 施設)	170 人	170 人	170 人	170 人
生活支援ハウスの定員数 (市内 2 施設)	20 人	20 人	20 人	20 人
指導監査・立入検査実施件数 (定期) ※	—	34 件	34 件	34 件

※ 2017（平成 29）年 1 月の中核市移行に伴う県からの移譲事務のため、平成 28 年度は実績なし。

## 第2節 介護が必要な人とその家族の生活全体を支える介護サービスの充実

### 1 適正な介護サービス提供体制の整備

#### ◀ 現状 ▶

##### ○ 介護老人福祉施設入所申込者の状況

平成28年4月1日現在、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所を申し込んでいる待機者は1,061人ですが、このうち、1年以内に入所が必要と見込まれる人は、在宅、在宅以外合わせて236人となっています。一方、「在宅介護実態調査」による各種施設等への入所・入居の検討状況では、27.8%の人が「申請済み」「検討中」と回答しており、ニーズが満たされているとは言えない状況です。

##### ○ 主な介護者の状況

「在宅介護実態調査」によると、4.6%の人が「介護のために主な介護者が仕事を辞めた（転職を除く）」と回答しております。（8ページ参照）

また、今後の在宅生活継続に向けて介護者が不安に感じる介護では、全国平均（人口10万人以上30万人未満）の結果と比較し、ほとんどの項目で不安に感じる割合が高くなっています。最も不安に感じている介護は、「認知症状への対応」で30.9%、全国平均との比較で差が大きい介護は「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」で、12.5ポイント高い22.6%となっています。（9ページ参照）

在宅生活継続とサービスの関係では、訪問系サービス（訪問介護・訪問看護等）のサービスの利用回数が増えると介護者の不安が低下する傾向が見られます。

（10ページ参照）

##### ○ 青森県地域医療構想との整合性

「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」では、2018（平成30）年度以降、市町村介護保険事業計画、都道府県介護保険事業支援計画及び医療計画の作成・見直しのサイクルが一致することになり、病床の機能の分化及び連携の推進による効果的で質の高い医療提供体制の構築並びに在宅医療・介護の充実等の地域包括ケアシステムの構築が一体的に行われるよう、これらの計画の整合性を確保することが重要であるとしています。よって療養病床からの移行に伴う2025年度までの介護サービスの追加需要については、県試算結果との整合性の確保が求められます。

《 具体的な事務事業と目指す成果 》

◇ 施設・居住系サービスの整備

今後の高齢者人口や要介護認定者の増加、更には介護の担い手である第2号被保険者の減少を視野に入れつつ、必要な施設・居住系サービスの整備を進めます。

具体には、特別養護老人ホーム入所の必要性の高い待機者の解消を図り、介護者の介護離職を防止するため、地域密着型介護老人福祉施設を、認知症状への介護不安の解消、認知症高齢者の増加に対応するため、認知症対応型共同生活介護を整備します。

◇ 在宅サービスの充実

介護者が仕事を継続しながら介護ができ、更には介護者の不安や負担感を軽減するため、これまで当市になかった夜間対応型訪問介護を含む訪問系サービスの整備により、サービスの選択肢を多様化するとともに、在宅サービスの充実を図ります。

また、青森県地域医療構想との整合性を図り、医療と介護両方が必要な人に対応するため、看護小規模多機能型居宅介護など、看護を組み合わせたサービスの整備を進めます。

《 目標とする指標 》（サービス基盤整備数）

サービス種類	現状値 2017年度 (H29年度)	整備数	公募選定 (予定)	事業開始 (予定)
地域密着型介護老人福祉施設 (短期入所生活介護併設)	145床	58床 (2施設)	2018年度	2020年度
定期巡回・随時対応型訪問 介護看護 (夜間対応型訪問介護併設)	2事業所	1事業所	2018年度	2019年度
夜間対応型訪問介護	—	1事業所	—	2018年度
認知症対応型共同生活介護	465床	27床	9床:2018年度	2019年度前半
			18床:2018年度	2019年度後半
看護小規模多機能型居宅介護	2事業所	2事業所 (定員29名)	2018年度	2019年度

※ 2017(H29)年度の現状値には、平成29年度末に整備中のものを含む。

※ 上記のほかに、定員(登録定員)の上限に満たない認知症対応型共同生活介護を3床、小規模多機能型居宅介護を5名、それぞれ増床(員)する。

## 2 介護人材の確保と資質の向上

### 《 現状 》

#### ○ 介護人材確保の状況

当市においては、中学生の職業体験や介護を目指す学生の職場実習、ボランティアの受入れなど、多くの事業所が介護の仕事の理解につながる取り組みを行っているにもかかわらず、当市が平成 29 年 8 月に実施した介護サービス事業所へのアンケート調査では、約半数の事業所が人手不足を感じており、欠員が生じた場合、求人になかなか応募がないとの意見が寄せられています。

また、青森県では、処遇改善やサービスの質の向上に積極的に取り組む事業所を評価する「青森県介護サービス事業所認証評価制度」を実施していますが、平成 29 年 12 月末現在の県内認証法人 21 法人のうち、市内の法人は 7 法人となっており、人材確保につなげるための取組に努めています。

#### ○ 「介護」に対するイメージ向上

地域密着型サービス事業所では、地域住民の代表の方や利用者のご家族に参加していただき運営推進会議を開催していますが、出席者からは、「どんなことをやっているのか、現場を見てよく理解できた」「職員が頑張っていることが分かった」「知らない人が多いと思うので、事業所の取組を広く知らせた方がよい」等の意見が寄せられています。今後も介護について理解を深め、イメージ向上につなげる取組が必要です。

#### ○ 介護サービス従事者の状況

地域包括ケアシステムの中で、多職種との連携・協働の必要性が高まり、介護支援専門員の資質向上の重要性が増しています。当市を含む八戸地域では、事業者、職域等の関係団体が相互に協力・連携を図っており、研修会・講演会を開催するなど、資質の向上に努めています。



《 具体的な事務事業と目指す成果 》

◇ 介護人材のすそ野の拡大

当市では、平成 27 年度から平成 29 年度の 3 年間、地域医療介護総合確保基金を活用し、介護人材のすそ野を拡大するため「介護人材発掘育成事業」において、介護職として就労を目指す介護未経験・無資格者のための基礎的な知識・技能を習得する「ケアワークパスポート研修」を実施しました。同事業は、2018（平成 30）年度以降、県主体の事業として県内全域で実施される予定です。

今後は、「介護人材発掘育成事業」に代わる事業として、介護現場の魅力をアピールし、介護職のイメージアップを図るため、「介護型全世代ライフプラン形成事業」を実施する予定です。

◇ 介護事業所への支援

国・県・関係機関等では、従事者確保のための様々な取組が行われていますが、事業者からはどのような事業があるのか分からないとの意見も寄せられていることから、市ホームページ上で情報を集約し、事業所への周知に努めます。

また、「青森県介護サービス事業所認証評価制度」では、認証取得を目指す事業所は原則として法人単位で「認証評価制度参加宣言」の届出をし、2年以内に認証申請を行い、県の審査を経て認証を受けます。認証後は、3年ごとに更新を行います。認証法人を目指す参加宣言法人と新規認証法人の増加、認証法人の円滑な更新等に資するため、事業所への実地指導・集団指導等の機会を捉え、情報提供・助言指導を行います。

◇ 介護支援専門員研修の実施

当市が開催する介護支援専門員研修において、地域ケア会議や認定状況・給付費分析等により明らかになった地域の課題を共有します。また、地域課題を踏まえた適切なケアプラン作成が可能となるよう、ケアマネジメントスキルの向上を図ります。

《 目標とする指標 》

	現状値 (H28 年度)	2018 年度 (H30 年度)	2019 年度	2020 年度
介護型全世代ライフプラン形成事業（新規）参加者のうち、参加後に介護に対するイメージが向上した人の割合	—	50%	50%	50%
青森県介護サービス事業所認証評価制度における認証法人数	5 法人	8 法人	9 法人	10 法人

### 3 介護保険制度の適正な運営

#### ◀ 現状 ▶

##### ○ 給付費の状況

当市の平成 29 年 9 月末時点の要介護認定率（第 1 号被保険者のみ）は 15.8%で、全国平均の 18.1%を下回っていますが、平成 29 年 7 月の在宅サービス受給者 1 人当たりの給付月額では、要介護 2 以上の中・重度者で全国平均よりも給付月額が高くなっており、最も差が大きい要介護 5 では、全国 14,849 円に対し、当市 23,418 円となっています。

1 人当たりの給付費を押し上げている要因について分析し、サービスの適切な利用について検討する必要があります。（11 ページ参照）

##### ○ 介護サービス事業者への指導監督

市町村に事業者の指定・指導監督権限がある地域密着型サービスに加え、平成 29 年 1 月に中核市に移行したことにより、地域密着型サービス以外の介護サービスについても事業所指定・指導監督業務を行っています。

事業者への指導は、介護給付等サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的として行うもので、一定の場所に集まり講習等の方法により行う集団指導と、介護サービス事業所において行う実地指導の形態で実施しています。

#### ◀ 具体的な事務事業と目指す成果 ▶

##### ◇ 介護給付適正化事業の推進

八戸市介護給付適正化計画に基づき、介護給付費適正化を推進します。

→八戸市介護給付適正化計画（79 ページ参照）

##### ◇ 介護事業者への指導・監督の強化

介護サービス事業者に制度改正内容等の説明を行う集団指導の際に、実地指導・運営推進会議等で明らかになった改善すべき点や好事例等をフィードバックし、事業者全体の質の向上を図ります。

### 第3節 高齢者が生きがいをもち、地域の担い手となるための健康・生きがいづくりの推進

#### 1 健康づくりの推進

##### ◀ 現状 ▶

##### ○ 平均寿命及び健康寿命

当市の平均寿命は、男女とも全国平均を下回っています。また、青森県の健康寿命（日常生活に制限のない期間の平均）は、男性は全国平均を下回っていますが、女性は上回っており、日常生活に制限のある期間は、男性で7.80年、女性で10.81年に及びます。

早世の減少と平均寿命及び健康寿命の延伸を図るために、市民一人ひとりが主体的に健康情報や医療情報を得て、自らの健康管理に活用していくための力（ヘルスリテラシー）の向上が必要です。

##### ○ 主体的な介護予防

高齢者が住み慣れた地域で元気にいきいきと生活を送るためには、自らの健康状態を日頃から意識し、主体的に介護予防に取り組むことが求められます。

《 具体的な事務事業と目指す成果 》

◇ 健康づくりの推進

高齢者及び心身障がい者の心身の機能促進と健康増進のため、はり・きゅう・あんま・マッサージ施術費の助成券を交付します。

高齢者の生きがいと社会参加を促進するとともに、家に閉じこもりがちな一人暮らし高齢者等が、ふれあいや仲間づくりを通じて孤独感を解消し、介護予防や心身機能の向上維持を図るため、市内 25 地区社会福祉協議会でほっとサロンを実施します。

高齢者の健康づくり、仲間づくり及び教養向上、レクリエーションの場として、老人いこいの家（5 施設）、老人福祉センター（2 施設）を設置、運営します。

◇ 介護予防に関する普及啓発の推進

介護が必要な状態にならず、住み慣れた地域で自立した生活をできるだけ長く続けていけるよう、地域包括支援センターが公民館や生活館において運動機能向上や認知症予防を中心とした介護予防教室を開催するとともに、自らが、健康状態を日頃から意識し、主体的に介護予防に取り組むことができるように介護予防の普及啓発を図ります。

《 目標とする指標 》

	現状値 (H28 年度)	2018 年度 (H30 年度)	2019 年度	2020 年度
マッサージ等施術費助成券 交付者数	593 人	630 人	640 人	650 人
ほっとサロン実施地区数	23 地区	25 地区	25 地区	25 地区
ほっとサロン参加者数（延べ）	16,507 人	16,800 人	16,900 人	17,000 人
老人いこいの家等利用者数 （延べ）	63,661 人	64,000 人	64,200 人	64,400 人

## 2 自立支援・介護予防の推進

### ◀ 現状 ▶

#### ○ 要介護（要支援）認定者の状況

「在宅介護実態調査」によると、要介護（要支援）認定を受けている人が抱えている疾病について、脳血管疾患の割合は、人口 10 万人以上 30 万人未満の全国平均 15.8%に対し、当市は 31.9%となっています。また、認知症の割合は、人口 10 万人以上 30 万人未満の全国平均 23.2%に対し、当市は 33.0%となっており、いずれの数値も当市が大幅に上回っています。

また、「介護保険事業状況報告」月報によると、介護度別の内訳では、全国平均と比較して、要支援 1・2、要介護 1 の軽度者の割合が低い一方、要介護 2 以上の中・重度者の割合が高く、自立支援のほか重度化防止対策が必要です。（7 ページ参照）

#### ○ 多様なサービスの構築

従来の介護保険サービスによらない多様なサービスを構築する中で、利用者にとっての選択肢が増えるというメリットがある反面、サービスの質の担保への配慮が必要です。

《 具体的な事務事業と目指す成果 》

◇ 自立支援・介護予防の推進

介護が必要な状態にならず、住み慣れた地域で自立した生活をできるだけ長く続けていけるよう、地域包括支援センターが公民館や生活館において運動機能向上や認知症予防を中心とした介護予防教室を実施するとともに、自らが、健康状態を日頃から意識し、主体的に介護予防に取り組むことができるように介護予防の普及啓発を図ります。【再掲】

また、生活習慣病や認知症等、介護予防を総合的に推進していく拠点として、2020年度に開設予定の総合保健センター内に「介護・認知症予防センター」を設置し、介護予防に関する専門職を配置します。センターでは、介護予防教室の開催等、介護予防普及啓発事業のほか、地域回想法事業、キャラバン・メイト支援事業の拠点としての機能を備えるとともに、介護予防事業に参加した住民が、自主的に地域で活動できるような支援を行い、高齢者同士が支え合う地域づくりを目指します。

◇ 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援1又は要支援2と判定された方のほか、基本チェックリストに該当した方を対象に、従来の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護相当サービス（デイサービス及びホームヘルプサービス）又は短期集中サービス（サービスC）を提供します。

このうち3か月から6か月間の短期間に集中的に支援を行うサービスCには、訪問型と通所型があり、訪問型については、閉じこもり予防のため、地域包括支援センター（市直営）の看護師が対応し、また通所型については、運動機能向上や認知症予防、口腔機能向上、閉じこもり予防、栄養改善のため、それぞれの内容に応じた業務委託により対応します。

将来的には、利用者や事業者へのニーズ調査のほか、地域ケア会議や生活支援体制整備事業において出された意見を踏まえ、従来相当の基準を緩和したサービス（サービスA）や、ボランティアや地域住民等主体のサービス（サービスB）等、必要とされるサービスを創設します。

《 目標とする指標 》

	現状値 (H28年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度	2020年度
介護予防教室実施回数	380回	390回	390回	400回
介護予防教室参加者数（延べ）	6,220人	6,300人	6,300人	6,500人
総合事業の多様なサービスの提供	従来相当及びC	状況に応じて左記以外の多様なサービスを追加		

### 3 生きがいづくりの推進・社会参加の促進

#### ◀ 現状 ▶

##### ○ 老人クラブを取り巻く状況

地域のつながりの希薄化、価値観の多様化や運営を担う人材不足等を背景として、老人クラブの新規設立や新規加入が減少し、それに伴い団体数及び会員数も減少傾向にあるため、ニーズに即した活動の多様化が期待されています。

##### ○ 生きがいと社会参加

一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加する中、高齢者が生きがいをもって生活を送ることができる環境づくりと、高齢者が他の世代とともに社会の重要な一員として生きがいをもって生活するためには、ボランティア活動等を通じた社会参加を促進する必要があります。

##### ○ 外出の手段及び状況

高齢者が当事者となる交通事故が増加する中、運転免許証を自主返納する高齢者が増加傾向にあり、青森県内の運転免許自主返納件数の推移（警察庁「運転免許統計」）は、平成27年で2,510件、平成28年では3,184件と26.9%の増加となっています。

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」によると、外出機会が週1回又は外出機会が無い高齢者は全体の24.1%であり、加齢によりその割合が高まる傾向にあります。また、生きがいがある高齢者は全体の47.5%にとどまっています。

《 具体的な事務事業と目指す成果 》

◇ 社会参加の促進

高齢者が地域社会の中で孤立することなく、生きがいをもって充実した生活を送ることができるよう、老人クラブへの補助等により、クラブ活動の活性化を図ります。

また、高齢者の介護予防及び社会貢献のため、シニアはつらつポイント事業として、介護保険施設等でのボランティア活動に応じて、商品券への交換や社会福祉法人等への寄附が可能なポイントを付与するとともに、ボランティア活動の幅を広げるため、対象施設の範囲を拡大します。

更には、高齢者の学習活動の推進及び生きがいづくりのため、2年制（一般教養科目及び専門科目）の鷗盟大学を運営します。

◇ 外出機会の創出

高齢者の外出を促進するため、70歳以上の高齢者に対し、市営バス及び南部バスの市内全路線に乗車できる特別乗車証を交付し、路線バスが運行していない地域については、路線接続までの十和田観光電鉄バス回数券を交付します。

《 目標とする指標 》

	現状値 (H28年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度	2020年度
老人クラブ団体数	170クラブ	170クラブ	170クラブ	170クラブ
老人クラブ会員数	6,280人	6,300人	6,300人	6,300人
シニアはつらつボランティア 受入施設数	70施設		対象施設の範囲を拡大	
シニアはつらつボランティア 活動実人数	118人	140人	150人	160人
鷗盟大学学生数 (1・2学年合計)	114人	130人	140人	150人
特別乗車証交付枚数	14,910枚	15,000枚	15,000枚	15,000枚



## 第4節 全ての市民の人権が尊重され、地域全体で支え合うための安全・安心な暮らしの確保

### 1 地域見守り体制の充実

#### ◀ 現状 ▶

##### ○ 地域における見守りの必要性

町内会への加入率の低下や加入者の高齢化、高齢者自身の心身機能の変化等により、近隣住民とのつながりが希薄となる高齢者が増加しており、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加する中で、サービスや支援等が必要となった際に、地域包括支援センターと民生委員、町内会等の関係者が早期に連携し、支援する体制の構築が必要ですが、現在、市内35の町内会のみが、見守り体制を構築しています。

また、高齢者をターゲットとした訪問や電話等による詐欺や消費生活に関するトラブルが後を絶たない状況にあり、未然防止に向けた消費生活に関する知識を普及・啓発するとともに、被害拡大防止に向けてトラブルに巻き込まれた高齢者に対する消費生活相談を充実させる必要があります。

##### ○ 東日本大震災被災者の見守り

東日本大震災で被災した方のうち、継続して支援する必要がある105世帯、157人の高齢者を対象に、状況に応じて年1回から3回訪問等しています。

##### ○ 認知症高齢者への見守り

認知症高齢者の増加に伴い、徘徊等により自宅に戻れなくなる高齢者に関する問合せが年々増加しており、警察等と連携し、早期に家族のもとへ戻れるような支援体制が必要です。

そのため、平成23年度に、認知症等により徘徊して自宅に戻れなくなる心配がある高齢者等の情報を、市及び警察署に登録し、登録者が道に迷い保護された際に、登録情報から個人を特定して、速やかに家族等に連絡する体制（あんしんカード事業）を整備しています。平成24年10月からは、近隣8市町村（連携中枢都市圏）で共通のシステムを運用しており、平成29年12月現在で、272人の高齢者が登録しています。

## 《 具体的な事務事業と目指す成果 》

### ◇ 地域での見守り体制の整備

見守りの必要な高齢者の変化を早期に発見し、必要な支援を行うため、地域の身近な支援者である町内会役員、民生委員のほか、各種宅配サービス事業所（新聞販売所、宅配弁当事業者等）等の関係機関とのネットワークを構築するほか、ほのぼのコミュニティ21推進事業による地域住民との交流機会の創出や見守り活動を行います。

希望する町内会に対し、地域包括支援センターが事務局となり、必要な助言等を行い、見守りネットワークの構築を支援します。

消費生活に関するトラブルについて、委託型の地域包括支援センターと連携し、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等に、情報提供や注意喚起を行うとともに、トラブルの早期発見を図り、八戸市消費生活センターや警察等の関係機関と連携し、早期に相談を受けられるよう支援します。

東日本大震災で被災された高齢者への定期的な訪問等により、心身の変化に応じた適切なサービスを利用できるよう支援します。

### ◇ 八戸市あんしんカード事業の推進

連携中枢都市圏における共通の課題を抽出し、その対応策を検討することで、事業のより円滑な運用を図ります。また、制度の周知により、登録者の増加を目指します。

## 《 目標とする指標 》

	現状値 (H28年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度	2020年度
見守りネットワーク立上げ 町内数	33町内	40町内	45町内	50町内
八戸市あんしんカード 登録者数	246人	290人	310人	330人
東日本大震災被災高齢者訪問数 (※)	105世帯 157人	120世帯 180人	130世帯 195人	140世帯 210人

※ 東日本大震災被災高齢者訪問は、65歳以上を対象としているため、経年により世帯数・人数の増加が見込まれます。

## 2 成年後見制度の利用促進

### ◀ 現状 ▶

#### ○ 成年後見制度が必要となる背景

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な人の財産や権利を保護し、支援していく制度です。

今後、高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者のほか、身寄りのない高齢者や虐待を受ける高齢者も増加することが予想され、成年後見制度への需要が増大すると見込まれます。

#### ○ 成年後見制度の利用支援

成年後見制度に関する相談件数は、権利擁護意識の高まりとともに増加しており、身寄りのない高齢者や虐待を受けた高齢者等、親族による申立てが見込めない人が、認知症や精神疾患等の理由により判断能力が不十分となった際に行う、市長申立ての件数が年々増加しています。

## 《 具体的な事務事業と目指す成果 》

### ◇ 権利擁護支援のためのネットワークづくり

平成 28 年 5 月に設置した八戸市成年後見センター（委託先：八戸市社会福祉協議会）が、地域連携ネットワークの中核機関として、コーディネートしながら機能・役割を担っていきます。

また、従来どおり、成年後見制度の広報・啓発、同制度の利用相談を含めた権利擁護総合相談、後見人支援等、市民後見人の養成・推進に取り組むほか、専門職・関係機関の協力体制を構築し、本人を見守る「チーム」として、意思決定支援・身上保護を重視した後見活動を支援する体制を強化していきます。

特に、権利擁護総合相談では、成年後見制度の利用が必要にも関わらず、本人及び親族による申立てが見込めない場合、市長申立てにつなげ、同制度利用以外にも必要な支援があった場合、関係機関につなぐ等、早期対応支援を行います。

### ◇ 成年後見制度の利用の促進に関する調査審議機関の設置

平成 24 年 8 月に専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士）等から構成される市民後見推進協議会を設置し、市民後見の推進に向け、市民後見人の養成や支援体制、成年後見制度に関する実態把握調査等、成年後見制度の利用支援について審議しています。

今後は、この協議会を、成年後見制度の利用の促進に関する調査審議機関として位置づけ、必要に応じて開催し、引き続き成年後見制度の利用の促進について審議を行います。

### ◇ 市民後見人の育成・支援体制の整備

2011（平成 23）年度及び 2016（平成 28）年度に、社会貢献への意欲があり、研修を経て一定の知識等を身につけた第三者後見人である市民後見人を養成しました。

次回は 2019 年度の養成を目指しながら、市民後見人候補登録者（市民後見人養成研修修了後、候補者として登録した方）が、適正かつ安定的に活動できるようバックアップ体制を整備するとともに、資質・対応力の向上に向け、登録者を対象としたフォローアップ研修を開催します。

また、市民後見推進協議会では、市民後見人が適正かつ安定的に活動できるよう、必要な事項について意見聴取及び調査審議するほか、家庭裁判所から市民後見人候補者の推薦依頼があった際、被後見人にふさわしい候補者を選出できるよう、受任調整会議を行います。

◇ 成年後見制度及び成年後見センターの役割、市民後見人の周知の強化

成年後見センターが作成したチラシや成年後見制度を周知するためのパンフレットを、センターに来所した相談者や研修の参加者へ配布します。

また、成年後見センターや市民後見人の有志による、成年後見制度に関する出前講座を開催するほか、成年後見セミナーを連携中枢都市圏の事業に位置付け、制度の周知に取り組みます。

《 目標とする指標 》

	現状値 (H28 年度)	2018 年度 (H30 年度)	2019 年度	2020 年度
市民後見人登録者数	21 人	21 人	40 人	40 人
市民後見人推薦件数	1 件	2 件	2 件	3 件
市民後見推進協議会開催回数	5 回	5 回	5 回	5 回
市民後見人フォローアップ研修 開催回数	4 回	4 回	4 回	4 回
市民後見人フォローアップ研修 出席率	82.7%	85%	85%	85%
成年後見センター相談件数	307 件	320 件	330 件	340 件
市長申立て件数	3 件	15 件	20 件	25 件

### 3 虐待防止の強化

#### ◀ 現状 ▶

##### ○ 高齢者虐待の内訳

高齢社会白書によると、虐待を受けている高齢者について、性別では、女性が76.8%で圧倒的に多く、年齢では、後期高齢者が74.0%を占めています。

また、要介護認定の申請中及び認定済みの高齢者が69.7%で介護が必要になった高齢者への虐待が多くなっています。

同じく高齢社会白書によると、虐待をしている者について、続柄では、息子が40.3%、配偶者（夫又は妻）が26.6%、次いで娘が16.5%となっています。その他、息子・娘の配偶者、孫、兄弟姉妹によるものがあります。

当市では、虐待の疑いがある相談について、地域包括支援センターが訪問等により対応し、虐待有りと判断したものが、平成26年度は23件、平成27年度は30件、平成28年度は33件と、増加傾向にあります。

また、過去3年間における虐待の種別の内訳（延べ件数）としては、暴言や無視、いやがらせ等の心理的虐待が57件と最も多く、身体的虐待が50件、経済的虐待が9件、介護放棄が8件、性的虐待が1件と続いています。

##### ○ 高齢者虐待の発生状況

高齢者虐待の発生原因は、養護者の疾病、介護疲れ、経済的問題、認知症対応の困難さ等、多岐にわたるとされており、高齢者虐待は、家庭内や施設内といった閉ざされた空間で発生することや、認知症等によって虐待被害を訴えることができないこと等により、発見しにくい状況にあります。

## 《 具体的な事業と目指す成果 》

### ◇ 高齢者虐待への対応

平成30年度から日常生活圏域に設置される委託型の地域包括支援センターが対応するとともに、市に設置されている基幹型の地域包括支援センターは、後方支援を行いながら、虐待への対応方法や当市における被虐待者及び養護者の特徴の分析内容について、基幹型・委託型の地域包括支援センター間で情報共有し、対応する職員のスキルアップを図ります。

### ◇ 高齢者虐待の早期発見、防止に向けた取組

市民を対象に、高齢者虐待に関する正しい知識を得ることで虐待の防止及び早期発見につながるよう研修会を開催します。

また、高齢者及び障がい者に対する虐待の早期発見・早期対応・防止を目的として、支援策の検討や連携システムの構築をするために、医療、福祉、司法、行政等の関係機関から意見聴取を行う会議を開催し、警察からの虐待の通報を受けた際には、早急に対応するとともに、虐待の内容によっては、市から警察に対応を依頼する等、緊密に連携を図ります。

## 《 目標とする指標 》

	現状値 (H28年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度	2020年度
高齢者虐待防止研修会開催回数	1回	1回	1回	1回
高齢者虐待防止研修会出席者数	225人	230人	230人	230人
高齢者・障がい者虐待対策 ケース会議開催回数	1回	1回	1回	1回

## 4 在宅生活支援の充実

### ◀ 現状 ▶

#### ○ 福祉サービス等の認知度

「高齢者の生活支援体制の整備へ向けた質問紙調査」によると、将来的に高齢者向けの福祉サービス等の利用が想定される高齢者において、サービス全般に関する認知度が低い傾向にあります。

#### ○ 日常生活での不安

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」によると、現在の暮らしの状況に経済的不安を感じている高齢者が全体の40.6%となっています。

また、生活上の困りごとへの支援が特に必要となる高齢者単身世帯及び高齢者夫婦世帯は、高齢化の進展に伴い、今後更なる増加が見込まれます。

更に、地域で暮らし続けるために必要な、見守りや話し相手、安否確認等、介護保険サービスでは対応できない生活上の困りごとが多くある中、高齢者のみならず、支援する家族等の身体的、精神的、経済的負担が懸念されます。

#### [参考] 高齢夫婦世帯及び高齢者単身世帯の推移

(割合以外の単位：世帯)

	2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年	2025年
(全国) 一般世帯	46,782,383	49,062,530	51,842,307	53,331,797	53,053,171	52,439,105
(全国) うち高齢夫婦世帯	3,661,271	4,487,042	5,250,952	6,079,126	6,511,719	6,453,322
(全国) 高齢夫婦世帯割合	7.8%	9.1%	10.1%	11.4%	12.3%	12.3%
(全国) うち高齢者単身世帯	3,032,140	3,864,778	4,790,768	5,927,686	6,678,761	7,006,663
(全国) 高齢者単身世帯割合	6.5%	7.9%	9.2%	11.1%	12.6%	13.4%
	2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年	2025年
(青森県) 一般世帯	504,373	509,107	511,427	509,241	491,530	472,084
(青森県) うち高齢夫婦世帯	37,590	44,764	49,933	56,383	60,750	61,014
(青森県) 高齢夫婦世帯割合	7.5%	8.8%	9.8%	11.1%	12.4%	12.9%
(青森県) うち高齢者単身世帯	33,337	41,801	50,537	61,580	65,535	68,015
(青森県) 高齢者単身世帯割合	6.6%	8.2%	9.9%	12.1%	13.3%	14.4%
	2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年	2025年
(八戸市) 一般世帯	88,277	90,077	91,726	93,519	90,266	86,695
(八戸市) うち高齢夫婦世帯	5,902	7,588	8,733	10,449	11,258	11,307
(八戸市) 高齢夫婦世帯割合	6.7%	8.4%	9.5%	11.2%	12.5%	13.0%
(八戸市) うち高齢者単身世帯	4,716	6,320	8,035	10,447	11,118	11,539
(八戸市) 高齢者単身世帯割合	5.3%	7.0%	8.8%	11.2%	12.3%	13.3%

※ 2000（平成12）年～2015（平成17）年は国勢調査による確定値、2020～2025年は社会保障・人口問題研究所による推計値（推計上、2020年～2025年の高齢夫婦世帯は、夫婦ともに65歳以上としている。）



《 具体的な事務事業と目指す成果 》

◇ 高齢者世帯の暮らしの安心確保

・ 緊急通報装置貸与事業

一人暮らし高齢者又は重度身体障がい者からの緊急時の通報により、最寄りのタクシーが急行し、対応するための装置を貸与します。

南郷地区においては、通報により、協力員又は市社会福祉協議会が対応します。

・ 寝具洗濯乾燥消毒事業

一人暮らしや高齢者世帯の方を対象に、心身の障がいや傷病等のため、寝具の衛生管理が困難な人に対して、寝具一式（掛布団・敷布団・毛布）の洗濯・乾燥・消毒のサービスを提供します。

・ 救急医療情報キット配付事業

高齢者を含む災害時要援護者等の急病、事故、災害等の救急時に迅速かつ適切な対応を図り、災害時要援護者等の不安を軽減するために、災害時要援護者等に対し、かかりつけ医療機関、持病等の情報を保管するキットを配付します。

・ 老人福祉電話貸与事業

一人暮らし高齢者の孤独感の解消を図るため、電話を保有しない一人暮らし高齢者に電話を貸与するほか、生活保護受給者には、毎月の基本料金を助成します。

◇ 在宅介護支援の充実

・ 介護用品支給事業

介護家族の経済的負担を軽減するとともに、要介護高齢者の在宅生活の継続及び向上を図るため、介護用品（紙おむつ又は尿取りパッド）を支給します。

《 目標とする指標 》

	現状値 (H28 年度)	2018 年度 (H30 年度)	2019 年度	2020 年度
緊急通報装置設置台数	99 台	120 台	125 台	130 台
寝具洗濯乾燥消毒サービス利用者数	78 人	80 人	85 人	90 人
新規配付対象者救急医療情報キット普及率	89%	90%	90%	90%
老人福祉電話貸与台数	36 台	40 台	42 台	44 台
介護用品支給人数	140 人	146 人	149 人	152 人